

2018 年度活動方針

規約の「第 5 条（活動の内容）」に沿い、2018 年度は以下の具体的活動を行う。

(1) 市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。具体的には、各地の住民投票運動体と連携し、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

- ・ 原発問題では、原発立地地域その他の都道府県単位、基礎自治体単位での住民投票運動を支援する。宮城県、茨城県などの既に立ち上がっている「原発」住民投票の運動、団体との連携を深めるとともに、新規に運動を検討する地域・団体が出てくるよう働きかけを行う。
- ・ 原発以外の課題についても、市民参加・市民自治の裾野を広げるべく、国内外での住民投票運動・住民投票の実施を伝え、支援する活動を行う。
- ・ 住民投票の直接請求に関する過去の経験・知識を文書にまとめて、他団体の支援時に役立てられるようにする。

(2) 諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

- ・ 2019 年夏の参議院選挙の立候補予定者に公開質問状を送付し、「原発」国民投票実施についての是非を問う。
- ・ 請願署名の紹介議員になってくれた議員や、公開質問状等で「原発」国民投票に賛意を示した議員との関係を深める。それらの手段として、各地で議員・候補者との小集会を開催することを目指す。
- ・ 署名集めを継続し、市民の声を国会議員等へ届ける。然るべきタイミングがあれば、請願署名として衆参両院に提出する。

(3) 世論を盛り上げる周知活動を行う

- ・ 全国各地で街頭活動や展示活動、上映会や学習会などのイベントを行い、自分たちの力量を高めるとともに、署名者、賛同人、会員を増やし、賛同の輪を広げる。
- ・ 原発の是非に関連する事項について、情報を提供したり、議論・対話の機会を設けたりすることで、世論を盛り上げる。